

香川県報



第 95 号

平成 17 年

12月 2 日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 二
- 香川県統計調査条例の規定による香川県寡婦実態調査の実施(子育て支援課) 二
- 香川県統計調査条例の規定による香川県特定地場産品調査の実施 (経営支援課) 二

公 告

- 道路の供用開始(三件) (道路保全課) 三
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (経営支援課) 三
- 土地改良事業の適否決定(四件) (土地改良課) 四
- 土地改良区の役員の就退任の届出 () 五
- 土地改良区の役員の退任の届出 () 五
- 土地改良事業の工事完了の届出 () 五

告 示

○地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

●香川県告示第七百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のため医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、一一、九	かもだ内科クリニッ ク	観音寺市坂本町七丁目一〇番一〇号
平成一七、一一、一	いぬい歯科えり矯正 歯科	坂出市江尻町四〇九番地一
平成一七、一一、一	医療法人社団和会や まぐち歯科医院	丸亀市垂水町三三四〇番地四
平成一七、一一、一	ぞうさん薬局	丸亀市土器町東四丁目七三七番地
平成一七、一一、一	たんぼぼ薬局香川中 央店	香川郡香川町大字浅野一二六一番地一 五

●香川県告示第七百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一七、九、二五	塩江町国民健康保険 塩江病院	高松市塩江町安原上東九九番地一
平成一七、一〇、一	三井外科医院	仲多度郡多度津町京町一番二二号
平成一七、九、九	大西歯科医院	観音寺市観音寺町甲二九七六番地六
平成一七、一〇、三二	やまぐち歯科医院	丸亀市垂水町横井三三四〇番地四
平成一七、一〇、三二	ぞうさん薬局	丸亀市土器町東四丁目七三七番地
平成一七、一〇、三二	たんぼぼ薬局香川中 央店	香川郡香川町大字浅野一二六一番地一 五

●香川県告示第七百二十四号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県寡婦実態調査を次のとおり実施する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

「母子家庭等自立促進計画」を策定するに当たり、県内の寡婦の実態を把握し、今後の母子福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 寡婦の状況
- 2 就業等の状況
- 3 住宅の状況
- 4 養育費の状況
- 5 収入・生活状況
- 6 現状
- 7 施策に対する要望等

三 調査の範囲

平成十七年十二月一日現在県内に住所を有し、現に二十歳未満の児童を扶養しておらず、かつ、配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していた六十五歳未満の者の中から無作為に抽出した四〇〇人

四 調査の期日

平成十七年十二月一日現在で行う。

五 調査の方法

（財）香川県母子福祉連合会が調査票を配布し、郵便により回収する方法

●香川県告示第七百二十五号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県特定地場産品調査を次のとおり実施するので、同条例第二条の規定により告示する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

香川県特定地場産品調査は、特定地場産品の実態を把握し、地場産業振興対策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 従業者数
- 3 特定地場産品の名称
- 4 特定地場産品の出荷額及び加工賃収入額
- 5 特定地場産品の販売先の地域別割合及び業態別割合
- 6 主な原材料の仕入先の地域別割合

三 調査の範囲

香川県の特定地場産品であるかまぼこ、つくだに、みそ、醤油、食酢、清酒、うどん、そうめん、冷凍食品、缶詰、手袋、カバン・袋物、ニット製品、製綿・寝具、織物、縫製品、桐げた、家具、ちり紙、粘土瓦、レンガ、陶管、植木鉢、石工品、はかり、ポタン、漆器、和傘及びうちの二十九業種のいずれかを製造する事業所

四 調査の期日

平成十七年十二月三十一日現在で行う。

五 調査の方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、申告者が自ら記入する自計申告による。

●香川県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 津田川島線（二号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面三五〇〇番一〇地先から さぬき市大川町田面一五八八番二地先まで	二七・〇 三六・四	九五	平成元年香川告示第 六十八号で 変更した区 域の一部 県道高松長 尾大内線重 用区間

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二日

●香川県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松長尾大内線（十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面一五八四番一地先から さぬき市大川町田面一四七七番一地先まで	二〇・〇 五三・〇	四七七	平成元年香川告示第 六十八号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二日

●香川県告示第七百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 原田琴平線（二百六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
普通寺市木徳町中村五二二番一地先から 普通寺市木徳町中村五二二番一地先まで	一一・八 一四・六	八〇	平成十一年 香川告示第 八百三十一 号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二日

公 告

●香川県公告第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川公告第四百四十八号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十二月二日(金曜日)から平成十八年一月四日(水曜日)まで

●香川県公告第六百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良
事業を行うことについて平成十七年十一月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年一
月四日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
大向地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 事業) 大向地区	琴南町建設経済課
名頃下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 事業) 名頃下地区	〃

●香川県公告第六百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、琴南町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事
業(かんがい排水事業) 川東地区)を行うことについて平成十七年十一月十四日適当と決
定した。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十七年十二月九日から平成十八年一月四
日まで縦覧に供する。
平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十七年十一月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年一
月四日まで縦覧に供する。
平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市府中町土地改 良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 事業) 新宮地区	坂出市環境経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 事業) 横山西地区	〃

●香川県公告第六百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十七年十一月十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年一
月四日まで縦覧に供する。
平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所

区	坂出市林田土地改良事業	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 総社南地区	坂出市環境経済部 農林水産課
〃	〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東梶下所東地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東梶下所南地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中川原北地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 前場地区	〃

●香川県公告第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。）

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

監事 富永 和良 観音寺市観音寺町甲三二四六番地 平成一七、四、二三

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住所 就任年月日

監事 高崎 壽男 観音寺市観音寺町甲三三八番地五 平成一七、一一、一〇

●香川県公告第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市王越土地改良区から役員（退任について次のとおり届出があった。）

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 野田 正行 坂出市王越町乃生八一〇番地 平成一七、九、二三

●香川県公告第六百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第二項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
さぬき市	農村総合整備統合補助事業	長尾地区（白羽団地）	平成一六、八、三〇
〃	農村総合整備事業（ほ場整備事業）	乙井・新川地区（第一工区）	平成一二、八、三〇
〃	農村総合整備事業（ほ場整備事業）	乙井地区（第二工区）	平成一二、三、一〇
〃	農村総合整備統合補助事業	八替地区	平成一六、二、一〇
〃	農村総合整備事業（ほ場整備事業）	長尾地区（野間田団地）	平成一五、三、二〇
三豊郡仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）	宮地の谷地区	平成一〇、二、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	天王地区	平成七、三、二四
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池等整備事業）	湊池地区	平成七、三、二四
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	佐古地区	平成一二、三、一五

〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池等整備事業)	小池地区	平成一三、三、一一
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	丸山地区	平成一三、三、二六
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中筋地区	平成一四、三、一一

監査委員告示

●香川県監査委員告示第3号

包括外部監査人大西俊哉が実施する監査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人大西俊哉との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成17年12月2日

香川県監査委員 栗田隆義
同 石川豊
同 石川穉治
同 野田峻司

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
眞鍋洋一	香川県高松市番町3丁目20番2号	平成17年12月2日から
中由規子	東京都小平市上水新町3丁目14番9号	平成18年3月31日まで
井上秀美	香川県高松市木太町2014番地7	